

ISETAN MITSUKOSHI WATCH GUARANTEE規約（保証規約）

本保証（本「ISETAN MITSUKOSHI WATCH GUARANTEE規約」に係る保証をいう。以下同じ）は、本「ISETAN MITSUKOSHI WATCH GUARANTEE規約」（以下「本規約」という）に基づき、株式会社三越伊勢丹および株式会社エムアイカード（以下両者を総称して「当社」という）が、当社と本保証に関する契約を締結した加入者さま（以下「加入者さま」という）に対して、本規約に定める故障に対する修理（以下「修理」という）および本規約に定めるお手入れ、調整（以下「メンテナンス」という）に要する料金の本規約所定の免除または割引、当社の催事やイベント等についての案内を、共同して、提供するサービスです。

加入者さまは、当社と、本規約の内容に同意した上で、本規約に基づく契約を締結します。

第1条『加入条件』

本保証は、当社が本保証の対象とする第3条に定める対象製品ならびに第2条に定める保証サービス料を、株式会社エムアイカードが発行するクレジットカードにより決済する方法（エムアイポイントにより支払う方法を含む）で支払った当該クレジットカードのカード会員（本会員および家族会員）のみが加入、利用できます。

第2条『保証サービス料』

加入者さまは、当社に対して、ご入会時に当社所定の保証サービス料を支払うものとします。

第3条『対象製品』

本保証の対象となる対象製品（以下「保証対象製品」という）は、「対象ブランド一覧表」（<https://insurance.micard.co.jp/watchguarantee/kiyaku1.pdf>）に掲載された株式会社三越伊勢丹が販売する時計ブランドの時計とします。

第4条『本保証の内容』

- （1）第3条に定める保証対象製品のメンテナンス（当社が加入者さまより受託する第5条1項に定めるメンテナンスに限る）に対して、加入者さまは、本規約に基づき第5条1項に定めるメンテナンス料金の割引を受けることができます（以下「メンテナンスサービス」という）。
- （2）第3条に定める保証対象製品の偶然および外来の事故（落下や水濡れ等）に伴う破損、機能低下、機能不具合（以下「故障」という）に対して、加入者さまは、本規約に基づき第5条2項に定める一定額の無償修理サービスの提供を受けることができます（以下「リペアサービス」という）。
- （3）加入者さまは当社の催事やイベント等の案内を受けることができます。

第5条『本保証の範囲』

- （1）当社が加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまより受託するメンテナンスサービスのメンテナンスの内容および割引率は、以下の通りとします。
 - ・オーバーホール（税抜価格）：メンテナンス料金の20%（ただし、上限金額は1回につき10万円）
 - ・電池交換（税抜価格）：メンテナンス料金の20%（上限金額なし）
- （2）リペアサービスは、当社が加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまより受託する修理の技術料（税込）と部品代（税込）を以下に定める価格を限度として無償とするサービスです。
リペアサービスの保証限度額は以下のとおりとします。

保証限度額

当社が受託する修理1回ごとの技術料（税込）と部品代（税込）は、10万円（税込）を上限に無償といたします。技術料（税込）と部品代（税込）の合計額が10万円（税込）を超える場合には、10万円（税込）を超えたリペアサービス料金は加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまにお支払いいただきます。

第6条『本保証の期間』

本保証に係るメンテナンスサービス、リペアサービスを依頼することができる期間（以下「本保証期間」という）は、保証対象製品の引渡日より起算し、5年後の応当日の前日までとします。本保証期間外にご依頼いただいた、メンテナンスサービス、リペアサービスについては本保証は適用されません。

【ご注意】

※保証対象製品について初期不良等でメーカー販売店より代替品が提供された場合でも、本保証期間は延長されないものとします。また本保証期間中であっても、保証対象製品のメーカー保証期間中はメーカー保証を優先してご利用いただくものとし、リペアサービスはご利用いただけられないものとします。

第7条『ギャランティカード』

当社は本保証の加入の証として、加入者さまにギャランティカードを交付します。なお、ギャランティカードは紛失されても再発行はいたしませんので本保証期間中は大切に保管してください。

第8条『メンテナンスサービス、リペアサービスのご依頼、本保証を受けられない場合』

本保証に係るメンテナンスサービス、リペアサービスを依頼される場合、加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまは、ご加入時に当社が交付する「ギャランティカード」を提示し、依頼書をご記入の上、株式会社三越伊勢丹指定の受付窓口にて修理またはメンテナンスを依頼されるものとします。また、リペアサービスを依頼される場合は、故障が発生した状況等をご説明していただきます。メンテナンスサービスについては第12条および第13条、リペアサービスについては第12条及び第14条に定める事由の存在が合理的に疑われる場合には本保証を受けられないものとします。

【ご注意】

※本保証期間中に発生した故障につきましては、速やかに修理のご依頼をお願いします。また、本保証期間中に発生した故障でも、本保証期間終了後にご依頼いただいた場合は、上記のとおり本保証の適用を受けられませんのでご注意ください。

※修理料金が第5条2項に定める保証限度額を超えた場合は、超過額（税込）は加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまのご負担となります。

※ギャランティカードの提示がない場合はメンテナンスサービス、リペアサービスを受けられない場合がございます。

第9条『メンテナンスサービス、リペアサービスにおける代金決済方法』

メンテナンスサービスにおける割引後のメンテナンス料金およびリペアサービスにおける技術料（税込）と部品代（税込）の合計額が第5条2項に定める保証限度額を超える場合の修理料金と保証限度額との差額は、加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまのご負担によりお支払いいただくものとします。

第10条『本規約に基づく地位、権利義務の譲渡禁止、本保証の提供を受けることができる者』

- （1）加入者さまにおいて、本規約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に移転、譲渡し、または担保に供するなどの処分をすることはできないものとします。
- （2）加入者さまご自身のみが本保証の提供を受けることができるものとします。ただし、本保証加入時に加入者さまのご指定により加入者さま情報に「所有者」として登録された第三者は、本規約に定める条件等に従って、本保証の提供を受けることができるものとします。なお、本保証加入後に加入者さま情報およびギャランティカードに登録された「所有者」を別の第三者に変更することはできないものとします。

とします。

第11条『報告義務』

- (1) 本保証期間終了前に、「加入者氏名・電話番号・メールアドレス」等の加入者さま情報に変更があった場合は、株式会社エムアイカードに連絡し必要な変更手続きを依頼するものとします。
- (2) 本条第1項に関して連絡がなされない場合、当社からのご案内、ご連絡が加入者さまに届かない場合がございます。また、本保証期間内であっても、本保証の対象とならない場合がございます。

第12条『本保証の対象外となる事由』

- (1) 第8条に定める手続きに則ることなく保証対象製品のメンテナンスサービスまたはリペアサービスを依頼された場合。
- (2) 加入者さま情報とメンテナンスサービスまたはリペアサービスを依頼する製品の情報に虚偽または重大な相違がある場合。
- (3) 全損等により修理、メンテナンスが不能な場合。
- (4) メンテナンスサービスまたはリペアサービスのご依頼が、本保証期間の終了後になされた場合。
- (5) 保証対象製品がギャランティカードに記載の所有者さま以外に移転・譲渡された場合。
- (6) 登録されている加入者さま情報の変更を怠り、当社が加入者さままたは第10条2項に定める所有者さまであることを確認できない場合。
- (7) 登録されている加入者さま情報と、メンテナンスおよび修理のご依頼時に提示されたギャランティカードまたは依頼書に記載された情報とが一致しない場合（ただし、第10条2項により指定された所有者さまが本保証の提供を受ける場合には、登録されている加入者さま情報と、ギャランティカードに記載された情報とが一致しない場合）。なお、メンテナンスまたは修理を依頼する製品が保証対象製品と一致しない場合も含む。
- (8) その他前各号に準ずる内容が発生した場合。

第13条『メンテナンスサービスの対象外となる事由』

次の場合は本保証期間中であってもメンテナンスサービスの対象とならないものとします。

- (1) 第12条に該当する場合。
- (2) 故障または損傷している状態の場合。
- (3) 保証対象製品が加入者さままたは第三者により改変、改造された場合（その後原状に復したとしても本項に該当するものとする）。
- (4) その他前各号に準ずる内容が発生した場合。

第14条『リペアサービスの対象外となる事由』

次の場合は本保証期間中であってもリペアサービスの対象とならないものとします。

- (1) 第12条に該当する場合。
- (2) 偶然、外来の事故が伴わない、または起因しない損害。
- (3) 以下に定める対象外部品の交換およびこれに起因する対象部品の交換。

カテゴリ	対象外部品
消耗部品	バッテリー（電池）
機能部品以外	ベルト

- (4) 保証対象製品を構成する部品の外来の事故に起因しない電氣的故障または機械的故障によって生じた保証対象製品の損害。
- (5) 保証対象製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合。
- (6) 保証対象製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。
- (7) 通常よりも過酷な使用状況下（例えば、高温、高湿度等の特殊な環境での使用等）で発生した不具合。
- (8) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた保証対象製品の故障または損傷。
 - a) 加入者さまもしくは第三者の不適切な使用、管理または加入者さまもしくは第三者による改変、改進行為。
 - b) 加入者さまもしくは第三者の故意または重大な過失による場合。
 - c) 維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備または改造。
 - d) 自然の消耗もしくは劣化または性質による錆、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ。
 - e) 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
 - f) 火災・落雷・爆発。
 - g) 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
 - h) 盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
 - i) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
 - j) 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
 - k) 保証対象製品のリペアサービスを依頼された際、故障内容が再現しない場合、またはリペアサービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合。
 - l) ハードディスク、SSD等の記憶媒体の不良に起因して保証対象製品に記録されたデータが破壊された場合。
 - m) 消耗部品（バッテリー等）、メーカーの定める消耗品の交換およびこれに起因する場合。
 - n) 保証対象製品の付属部品（ケース、キャップ、カバー等を含む）、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、保証対象製品に同梱されていない製品の故障や相性に起因した故障または損傷である場合。
- (9) リペアサービスの際に脱着、搬入出等の追加作業が生じる場合の諸費用。

第15条『間接損害等』

本保証は、次の損害等を対象とするサービスではありません。

- (1) 保証対象製品の故障または損傷に起因して、有形または無形に限らず、他の物に生じた故障、損傷または損害。
- (2) 保証対象製品の故障または損傷に起因して、保証対象製品、有形または無形に限らず、他の物が使用できないことによって生じた作業遅延・工事遅延、代替品使用等に伴う損害。
- (3) 保証対象製品の故障または損傷に起因して、人の生命、身体に生じた傷害等（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む）。

第16条『解約およびキャンセル』

- (1) 加入者さまは、本保証を解約することができます。この場合、加入者さまは、株式会社エムアイカードに解約の申出を行うものとし、所定の手続きにより、解約することができます。本保証開始後の第2条に定める保証サービス料の返金は行わないものとします。
- (2) 保証対象製品の瑕疵に伴う返品や保証対象製品の売買契約の無効、取消、クーリングオフを理由として本保証を解約する場合、および本保証の加入契約の無効、取消、クーリングオフによる解約の場合、前項第2文は適用されないものとします。この場合においては、加入者さまは、株式会社三越伊勢丹に連絡することにより、保証サービス料（税込）の返金を受けることができるものとします。なお、解約の申出の際すでにメンテナンスサービスまたはリペアサービスが行われているもの（ご依頼中のものを含む）については、当該返金は行わないものとします。

※返金は第1条に基づく当該クレジットカード決済を取り消す方法によります。

第17条『委託』

当社は、本サービスの受付、業務運営、メンテナンスサービスまたはリペアサービスの業務を、当社の関係会社および提携事業者に委託します（以下、「委託会社」という）。

第18条『所有権』

メンテナンスサービスまたはリペアサービスを実施した場合の交換された保証対象製品を構成する部品等の所有権は、メンテナンスサービスまたはリペアサービスを実施した時に当社に移転するものとし、当社は、当該部品等を加入者さままたは所有者さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

第19条『個人情報の取り扱い』

当社は、次に定めるとおり、加入者さまの個人情報を取得し、共同して利用するものとし、また、本保証を円滑に運営するために委託会社に対し個人情報の提供を行います。この場合、当社は委託会社と秘密保持を含む個人情報の取り扱いに関する契約を締結します。

- (1) 共同利用する個人データの項目
加入者さまが保有する第2条のサービス保証料を決済したクレジットカードのお客様番号、加入者さまの氏名・電話番号・メールアドレス、本保証加入時に加入者さまが指定する所有者さまの氏名、ご購入された保証対象製品のブランド名・品番・シリアル番号・金額・商品お渡し日、保証対象製品ご購入された取扱店舗、保証対象製品ご購入時の販売担当者、保証サービス料金、その他本保証の提供に必要なまたはこれに関連する情報
- (2) 共同利用する者（共同利用会社）の範囲
株式会社三越伊勢丹、株式会社エムアイカード、当社親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「HDS」という）およびHDSの有価証券報告書に記載のHDSの連結対象会社および持分法適用会社
※但し、海外の法人は除く
- (3) 利用目的
 - a) メンテナンスサービスまたはリペアサービスご依頼時の加入者さま・所有者さま・保証対象製品の同一性の確認、メーカー保証期間の確認、その他本保証の提供および本保証の円滑な提供のために直接または間接に必要な措置のため
 - b) 共同利用会社が営む事業の商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の宣伝印刷物の送付等の営業案内のため
 - c) 共同利用会社が行っている事業に関するマーケティング分析、市場調査（アンケートのお願い等）、商品開発のため
 - d) 共同利用会社が行っている事業における付帯サービス等の提供のため
 - e) 共同利用会社が提供している商品・サービスの取引内容についての連絡のため
 - f) 株式会社エムアイカードが行う事業における与信業務のため
- (4) 当社が取り扱う個人情報は、次の者が責任を持って管理します。
株式会社三越伊勢丹（住所、代表者の氏名については以下URLをご確認ください）
https://www.imhds.co.jp/ja/privacy_policy/contact_us.html
株式会社エムアイカード（住所、代表者の氏名については以下URLをご確認ください）
<https://www2.micard.co.jp/company/information.html>
- (5) 加入者さまご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用中止等のご請求、苦情や相談、その他の不明な点についてのご照会は、株式会社三越伊勢丹または株式会社エムアイカードの以下連絡先までご連絡ください。
株式会社三越伊勢丹：新宿伊勢丹 本館5階 時計/時計修理
電話番号：03-3351-1011【大代表】
株式会社エムアイカード：エムアイカード お客さまサービスセンター
電話番号：0120-672-871

第20条『反社会的勢力の排除』

- (1) 加入者さまは、加入者さまが、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、
 - a) 暴力団
 - b) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - c) 暴力団準構成員
 - d) 暴力団関係企業・団体及び当該企業・団体の役員・従業員等
 - e) 総会屋等
 - f) 社会運動等標ぼうゴロ
 - g) 特殊知能暴力集団等の構成員
 - h) テロリスト等
 - i) 日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
 - j) その他前各号に準ずる者（以下、a）～本号に該当する者を総称して「暴力団員等」という）
 - k) 暴力団員等の共生者（以下の①～④のいずれかに該当する者）
 - ①暴力団員等が、実質的に経営を支配しているもしくは関与していると認められる関係を有する者、または当該関係を有する者が法人等である場合には当該法人等に所属する者
 - ②自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - ③暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、または関与をしていると認められる関係を有する者
 - ④暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 加入者さまは、自らまたは第三者を利用して当社または当社の提携先に対し、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとし、
 - a) 暴力的な要求行為
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - e) その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、加入者さまが前2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本保証に係るサービスの提供を一時的に停止することができるものとし、一時停止した場合には、当社が利用再開を認めるまでの間、本保証の提供を受けることができないものとし、
- (4) 加入者さまが本条1項もしくは2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加入者さまに対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めことができ、加入者さまは、これに応じるものとし、

- (5) 当社は、加入者さまが本条1項もしくは2項に定める事項に違反した場合には、何らの催告を要せずして本保証を解除し、損害の賠償を請求することができるものとします。
- (6) 前項の規定により本保証が解除された場合でも、加入者さまは、解除による損害について、当社に対し一切の請求を行わないものとします。

第21条『本規約の変更』

本規約の各規定は、社会情勢の変化、その他諸般の事情により、株式会社三越伊勢丹または株式会社エムアイカードのホームページへの掲載、その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

附則

2024年1月24日制定

2024年3月23日改訂

伊勢丹 新宿店

時計ブランド	購入時期
ブライトリング	2024年1月24日以降に購入された時計
ゼニス	2024年3月23日以降に購入された時計
ロンジン	2024年3月27日以降に購入された時計
ブレゲ	
オメガ	
タグ・ホイヤー	
ウブロ	
グランドセイコー	
チューダー	

2024年3月27日現在